

藤井寺市障害福祉計画（第7期）・ 藤井寺市障害児福祉計画（第3期）

令和6年度～令和8年度 概要版

計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「藤井寺市障害者計画」、「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画（第2期）」を策定し、国や大阪府の方向性と整合を図りながら障害者施策を推進してきました。上記計画のうち、「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画（第2期）」が令和5年度末で計画期間満了を迎えることから、令和6年度を初年度とする「藤井寺市障害福祉計画（第7期）」及び「障害児福祉計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の対象

本計画の対象は、「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

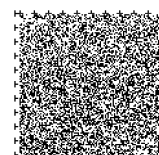
- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者（発達障害を含む）
- その他の心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

計画の基本理念

本計画は、本市における障害福祉施策全般の方向性を定める「藤井寺市障害者計画」との整合を図る観点から、当該計画と同様の基本理念および基本目標を掲げ、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

基本理念

人権尊重の理念に基づく
障害者施策の構築を目指して



令和8年度の成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所では、主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を受けることができます。施設に入所して生活している人のうち、地域生活への移行を希望される人や、グループホームに入所されている人のうち一人暮らしを希望する人が、円滑に地域生活等へ移行することができるよう、ニーズの把握に努め、入所等からの地域生活等への移行が可能となる障害福祉サービス等の提供体制について検討を進めます。

項目（抜粋）	目標数値
令和8年度末時点の地域生活移行者数	4人
令和8年度末時点の施設入所者の削減数	1人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人及び精神保健に課題を抱える人やその家族の支援に係るニーズを把握し、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた、精神障害のある人等が地域での生活を継続できる支援体制の構築・充実に努めます。

3 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点は、1. 相談（地域移行、親元からの自立等）、2. 緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、3. 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、4. 専門性（人材の確保・養成、連携等）、5. 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能のいずれかを備えているものをいいます。本市では、2. 緊急時の受け入れについて、柏原市とともに、すでに実施しています。今後は、ニーズに即した機能を備えた支援等の整備と機能強化について検討を進めます。

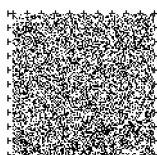
強度行動障害者への支援に関しては、アンケート結果や大阪府の研修内容を市内の事業所で構成された会議体にて共有し、支援の質の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

4 福祉施設から一般就労への移行

一般就労の場の確保・拡大に向けて、令和4年度より行っている市内就労移行支援事業所からの職場体験の受け入れや、市内の日中活動系サービス事業所で構成された会議体等での課題や好事例の検証等に引き続き取り組みます。また、「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先調達し、就労継続支援B型の工賃向上を目指します。



項目（抜粋）	目標数値
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	10,500円



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の健やかな育成のための発達支援として、児童発達支援センターの配置や保育所等訪問支援の実施、重症心身障害児に対応できるサービス提供体制の確保などが求められています。

本市は、羽曳野市・松原市とともに圏域で児童発達支援センターを配置しています。今後は、児童発達支援センターを地域の障害のある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関と位置づけ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援などの整備・充実に向けて検討を進めます。

保育所等訪問支援や重症心身障害児に対応できるサービスについても、提供体制を確保しています。今後も、事業所のサービスの質の向上や関係機関との連携体制の構築について引き続き取り組みを進めます。



6 相談支援体制の充実・強化のための取組

本市では、令和6年度中に基幹相談支援センターの設置を予定しており、今後は基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化を図りつつ、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援を進めていきます。

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入する中で、障害者総合支援法の目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要です。サービス等の質の向上に向けて、大阪府が開催する「指定・指導業務に関する調整会議」の内容を共有します。質の向上に関する職員研修への参加や審査結果の共有については、引き続き適切な取り組み内容の検討を進めます。

各サービスの取組方針

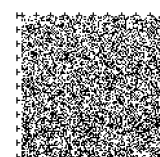
●訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などが該当します。

訪問系サービスについては、今後も全体的に増加傾向にあることから、市民向けアンケートの結果から判明した市民ニーズを市内の事業所で構成された会議体にて共有し、市民ニーズに沿ったサービス提供の実現に向けて取り組みつつ、引き続きサービス提供体制の充実に努めていきます。



●日中活動系サービス 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所などが該当します。

日中活動系サービスについては、コロナ禍からの回復や在宅支援の利用が緩和されたこと等、今後も増加傾向が見込まれることから、市民向けアンケートの結果から判明した送迎に関する市民ニーズや送迎時間に関する情報等を市内の事業所で構成された会議体にて共有し、市民ニーズに沿ったサービス提供の実現に向けて取り組みつつ、引き続き利用意向を踏まえながらサービス提供体制の充実に努めます。



● **居住系サービス** 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援が該当します。

市民向けアンケートの結果から判明した市民ニーズを市内の事業所で構成された会議体にて共有し、市民ニーズに沿ったサービス提供の実現に向けて、広域的な連携を図りつつ、地域での生活の場の確保に努めます。また、施設入所支援については、支援を必要とする人の利用意向に対応できるよう、事業所における入所状況等の情報収集や利用者への情報提供を行います。

● **相談支援** 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援が該当します。

相談支援事業所の充実について引き続き取り組みを進めるとともに、相談支援事業者と保健、医療、福祉サービスにつなげる等関係機関との連携強化を図ります。また、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握に努めます。



● **障害児通所支援等** 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援などが該当します。

市内の障害児通所サービス等の事業所で構成された会議体を活用し、支援の充実・質の向上や支援内容の適正化と安全の確保を図るための取組の推進、関係機関との連携について検討を進めます。

計画の推進に向けて

- ① 共生社会の実現に向けた地域との連携
- ② 府・近隣自治体との連携
- ③ 庁内連携の推進
- ④ 制度やサービスに関する情報の発信

計画の点検・評価

本計画の進行管理は、市(行政)の責務として、「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し(Act)」のPDCAサイクルに基づき、実施します。また、市内の事業所で構成された会議体等を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



藤井寺市障害福祉計画（第7期）・ 藤井寺市障害児福祉計画（第3期）【概要版】

発行年月：令和6年3月
編集・発行：藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課
〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
電話番号：072-939-1111（代表）
FAX番号：072-939-0399

計画の詳細は
こちらから
確認できます。

